

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
I. 現 状 (1) 地域の災害等リスク (洪水：ハザードマップ) 「川南町防災ハザードマップ」によると、町中心部では想定されていないものの海沿いの通浜地区や東地区における想定最大規模の浸水想定では、5.0m～10.0m未満の区域がある。 (土砂災害：ハザードマップ) 「川南町防災ハザードマップ」によると、町中心部では警戒区域がほとんどないものの、山本地区などの山間部においては多くの土砂災害警戒区域が指定されており、土石流 17 箇所、急傾斜の崩壊 60 箇所、地すべり 0 箇所存在している。 (地震及び津波 J-SHIS 及び宮崎県) 「地震ハザードステーション 2022 年(NIED 作成版)」によると、川南町における今後 30 年間の発生確率は、震度 5 弱：94.3%、震度 5 強：64.2%、震度 6 弱：18.8%、震度 6 強：2.2%となっている。 また、南海トラフ沿いで発生する地震について、宮崎県が令和 2 年度に改定した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」によると、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震が発生した場合、川南町では最大震度 7、津波高の最大値 13m、津波到達時間の最短値 20 分、浸水面積 230ha と想定されている。 また、その被害想定は、死者約 520 人、負傷者約 770 人、避難者約 5,900 人、全棟・焼失約 2,900 棟、半壊約 2,300 棟となり、町民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じることが予想されている。 (高潮：ハザードマップ) 「宮崎県：日向灘沿岸高潮浸水想定区域図」によると、川南漁港のある通浜地区や川南駅周辺などで 1.0m～3.0m未満の浸水が想定されている。 (感染症) 新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（令和4年 3月31日時点）

① 商工業者数 455人

② 小規模事業者数 394人

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模 事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
建設業	81	77	町内に広く分散している
製造業	67	55	〃
卸売業	17	14	〃
小売業	73	58	町中心部に多く立地
飲食、宿泊業	44	44	〃
サービス業	116	106	町内に広く分散している
その他	57	40	〃
合 計	455	394	

(3) これまでの取組

① 川南町の取組

- ア) 防災計画の策定、防災訓練の実施
- イ) 川南町土砂災害・洪水ハザードマップ策定
- ウ) 川南町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- エ) 防災拠点となる公共施設の耐震化
- オ) 防災行政無線のデジタル化
- カ) 物資の供給に係る民間事業者との協定締結
- キ) 川南町立地適正化計画の策定

② 当会の取組

- ア) 事業者事業継続計画（BCP）に関する国の施策の周知
- イ) 宮崎県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ウ) 「商工会災害助け合い基金」への加入
- エ) 経営者等のリスクマネジメントのための共済・保険への加入推進
- オ) 感染症対策備品（マスク、消毒液等）の備蓄

Ⅱ．本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課 題】

- (1) 事業者の災害等リスクに対する関心が低く、BCPに関する情報提供・周知が不十分である。
- (2) 事業継続力強化について助言を行える経営指導員等が不足しており、事業者に具体的なBCP作成支援や損害保険・共済等の提供が充分できていない。
- (3) 災害発生時、緊急対応する体制や関係機関と連携する体制が構築されていない。

【対 策】

- (1) 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- (2) 川南町産業推進課、川南町総務課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- (3) 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、宮崎県火災共済協同組合、日本政策金融公庫、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

Ⅲ．目 標

- (1) 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 地区内の事業者に対して災害リスクを周知させる普及啓発活動を行いながら、簡易なBCP（「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等）の作成支援を行う。
- (3) 災害等発生時に宮崎県や川南町等と連携できるように関係機関との連携体制を構築し、災害等が発生した際には円滑な連携ができるようにする。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ①経済産業省、自治体等と連携し町内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ②伴走型補助金等を活用し、町内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

2) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ②会報や町広報、ホームページ、SNSページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者に感染症対策に関する支援策等を提供する。事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和8年度末を目途に商工会の事業継続計画を作成する。

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

①会報等で町内事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。

②同一地域や同一業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

5) 関係団体等との連携

①宮崎県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。

②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあるので、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

③関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

6) フォローアップ

①小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

②川南町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

7) 当該計画に係る訓練の実施

震度6強の地震が発生したと仮定し、当会と当町の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。

②町内での新型インフルエンザ等の感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに

に事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
②職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、洪水警報等の各種警報解除後に出勤する。
③職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
④大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

項 目	内 容
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊や半壊」など大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.2%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊や半壊」など大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

日 数	内 容
発生後～1 週間	1 日に 1 回共有する。
1 週間～2 週間	2 日に 1 回 〃
2 週間～1 ヶ月	3 日に 1 回 〃
1 ヶ月以降	7 日に 1 回 〃

＜ 3. 発災時における連絡体制＞

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ④当会と当町が共有した情報を宮崎県の指定する様式3「被害状況内訳書」に記載し、当会より宮崎県商工会連合会を通じて宮崎県へ報告する。
- ⑤「被害状況内訳書」のパソコンによる報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ⑥感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は当町より宮崎県へ報告する。

1) 報告様式

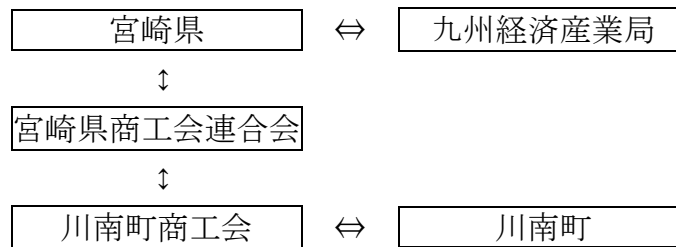
被 害 状 況 内 訳 書					【別紙】
【令和 年 月 台風 号】 令和 年 月 日現在			商工会 商工会議所 名 _____ 担当課・担当者名 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____		
企業等の名称	商業・工業・その他の別	被害状況	被害額(千円)	備考	
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				
	商業・工業・その他				

※商業・工業・その他野別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものを○で囲んでください。

○商 業 ～ 卸売業、小売業、飲食業
 ○工 業 ～ 製造業
 ○その他 ～ ①鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの
 ②観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。

※被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。
 ※被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。

2) 情報共有・報告の流れ



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の融資制度・補助制度等）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年7月現在)

(1)実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）

川南町商工会		事前相談	宮崎県
事務局長	1名	連携 連絡調整	川南町役場 産業推進課
法定経営指導員	2名		
経営・情報支援員	3名	連携 連絡調整	川南町役場 総務課

①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、川南町役場産業推進課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ また、認定主体である宮崎県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 町内を法定経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ 保険加入促進については、宮崎県火災共済協同組合の専門家1名による、セミナー、個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員2名、経営・情報支援員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と川南町の連絡協議会（年1回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 和田 龍祐（連絡先は後述（3）の①参照）

〃 松葉 安奈（ 〃 ）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

川南町商工会

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680-1

T E L : 0983-27-0263 F A X : 0983-27-0726

E-Mail : trontron@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

川南町産業推進課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680-1

T E L : 0983-27-8011 F A X : 0983-27-7558

E-Mail : suisan@town.kawaminami.miyazaki.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
宮崎県火災共済協同組合 理事長 郡司 宗則 〒 8 8 0 - 0 0 1 3 宮崎県宮崎市松橋 2 丁目 4 番 3 1 号 宮崎県中小企業会館 4 階 T E L : 0 9 8 5 - 2 4 - 1 4 2 4 F A X : 0 9 8 5 - 2 3 - 9 0 0 1
連携して実施する事業の内容
「＜ 1 . 事前の対策 ＞ : 3) 関係団体等との連携」において連携し実施する。 事業内容は下記のとおり。 宮崎県火災共済協同組合 ① 共済加入者に対し地震危険補償特約・休業共済等に対する必要性の周知・意識啓発を行う。 ② 巡回に同行しリスク診断を行う。
連携して事業を実施する者の役割
宮崎県火災共済協同組合 ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (見込まれる効果) 宮崎県火災共済協同組合と連携することにより、小規模事業者へ災害リスクの認識と事前対策の必要性が浸透することで、自然災害等の発災時において、経営資源の損害を最小限に留めつつ事業の継続あるいは早期復旧が可能となる効果が見込まれる。
連携体制図等
川南町商工会 ⇔ 宮崎県火災共済協同組合 ↓ (災害リスクの周知・BCP等の意識啓発) 小規模事業者